

認定事項の軽微な変更に係る届出の対象となる事項

- 1 開設者の名称、住所、代表者氏名の変更
- 2 卸売市場の名称変更
- 3 市場面積の10%以内の施設面積の増減
- 4 取扱品目ごとの取扱の数量、金額に関する事項の変更
- 5 業務の運営体制に関する事項の変更（組織人員が10%以上減少する場合を除く）
- 6 業務の運営に必要な資金の確保に関する事項の変更
- 7 卸売業者の名称、代表者名、取扱品目、取扱実績、純資産額、経常損益
- 8 卸売業者以外の取引参加者に関する事項の変更
- 9 業務規程の変更（認定事項の変更申請の対象となる事項を除く）

※上記3～9は運営状況報告書への記載で届出書の提出に代えることができる。